

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

一般廃棄物の約六割を占める容器包装リサイクルを行なうため、一九九七年に容器包装リサイクル法が制定され、二〇〇〇年に完全実施されました。

しかし、リサイクル率は上がるものの、使い捨て型ワンウェイ容器の大量生産・消費の構造は見直されず排出抑制に結びついていません。その一方で、リサイクルにかかる費用の約七割を占める分別・収集・保管が地方自治体に義務づけられ、積極的に取り組む自治体ほどその財政を圧迫しています。これらに要する費用が税金負担とされている構造を見直し、容器選択権のある生産者責任を明確にしない限り、このままでは大量廃棄に代わる大量リサイクルに、際限なく税金を使い続けることとなります。

また、容器包装リサイクル法は、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の精神からも矛盾しており、様々な視点から見直すことも不可欠です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、真の循環型社会を実現するため、リサイクルにかかる費用負担の適正化を図るとともに、循環型社会形成推進基本法に遵守した容器包装リサイクル法に改正するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年十月十九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣
厚生労働大臣・農林水産大臣・経済産業大臣・環境大臣
あて